

令和5年度 市民税・県民税納税通知書の見方

- 令和5年度 市民税・県民税が課税される方の氏名・住所です。
- 課税対象となるのは、賦課期日（令和5年1月1日）現在、返子市にお住まいの方となります。このため、1月2日以降に他の市区町村に転出した方も、令和5年度までは返子市で課税となります（転出先での市民税・県民税は令和5年度からとなります）。
- 前年中の所得に基づき課税されることから、令和5年1月2日以降にお亡くなりになられた方については、令和5年度まで市民税・県民税の課税となります。

• 令和5年度 市民税・県民税は、令和4年1月から令和4年12月までの間の所得をもとに計算されています。

• お電話にてお問い合わせの際は、通知書番号と氏名・住所をお伝えください。

令和5年度
通知書番号
住所
氏名
市民税・県民税納税通知書
(兼税額決定通知書)

年税額 ①+②+③	
給与からの特別徴収税額 ①	
公的年金からの特別徴収税額 ②	
普通徴収税額 ③	

◆「年税額」について
令和4年1月から令和4年12月までの間の所得から算出された令和5年度の年税額です。
なお、市民税・県民税の年度は、6月から翌年5月となります。

◆「給与からの特別徴収税額①」について
上記年税額のうち、毎月の給与から差引かれる（特別徴収）税額です。
毎月の給与から差引かれる金額は、会社経由でお渡しする「給与所得等に係る市民税・県民税の決定通知書（納税義務者用）」（帯状のもの）をご確認ください。

◆「公的年金からの(仮)特別徴収税額②」について
上記年税額のうち、公的年金から差引かれる（特別徴収）税額です。
差引かれる年金の種類及び金額は2頁に記載しています。

◆「普通徴収税額③」について
上記年税額のうち、ご自身で納付（普通徴収）していただく税額です。

- 納付書が使用できる金融機関とコンビニエンスストアが記載されています。
なお、1回あたりの納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できませんのでご注意ください。
- 納付書にQRコードが印刷されている場合は、パソコン・スマホ等から「地方税お支払サイト」へアクセスすることで、支払い可能です。
- 口座振替の登録をしている方は、引き落としの銀行名と支店名が記載されています。

令和5年度 市民税・県民税納税通知書の見方

1 頁右下に記載の「普通徴収税額③」の期別ごとの納付額と納期限が記載されています。

- ◆「納付額」
当初（6月）に通知の場合、普通徴収税額を4期に分けて記載しています。
- ◆「納期限」
納期限は、1期は6月末日、2期は8月末日、3期は10月末日、4期は1月末日となり、末日が土日・祝日の場合は翌平日となります。
口座振替の方は、納期限の日引き落としとなります。

通知書番号

□普通徴収の方法によって納付する額の各納期の納付額及び納期限 (単位：円)

期 別	納 付 額	充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期 限
普通徴収税額の合計				

□公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月、特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、次の公的年金からその支払者が徴収します。
なお、あなたが前年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象である場合は、前年度の通知書にて通知した次の特別徴収税額はすでに公的年金からの特別徴収が開始されています。

徴 収 月	仮特別徴収税額	徴 収 月	特別徴収税額	公 的 年 金 の 種 類
公的年金からの（仮）特別徴収税額 (仮特別徴収税額の計+特別徴収税額の計)				支 払 者 の 名 称
				支 払 者 の 法 人 番 号

□本年度において公的年金からの特別徴収の対象者となった方

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、本年度も引き続き公的年金の支払いを受けるときは、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになります。

徴 収 月	仮特別徴収税額

<納税相談> 納税課では様々な事情で市税の納付にお困りの方に対し、窓口又は電話（046-873-1111）で納税相談を行っています。納税に悩まれる前に、まずご相談ください。

1 頁右下に記載の「公的年金からの（仮）特別徴収税額②」の徴収月と差引かれる税額が記載されています。

- ◆「徴収月」
4、6、8月の各月で差引かれる税額は仮特別徴収となり、昨年度の公的年金からの特別徴収税額の1/6の金額となっています。10、12、2月の各月は、今年度の公的年金からの特別徴収税額から4、6、8月の税額を引いた額の1/3の金額となります。
年金からの特別徴収のしくみについては、同封のチラシ裏面に詳しく記載してありますので、ご覧ください。

・今年度、年金からの特別徴収が対象の方について、令和6年度市民税・県民税として、4、6、8月に差引かれる税額が記載されています。この金額は、令和6年度市民税・県民税のため、令和5年度の年税額には含まれていません。

・令和6年度市民税・県民税の税額が決定するまでの間、令和5年度の年税額から算出した仮の税額です。
年金からの仮特別徴収のしくみについては、同封のチラシ裏面に詳しく記載してありますので、ご覧ください。

令和5年度 市民税・県民税納税通知書の見方

- 総合課税に関する所得が記載されています。
- 収入額（給与と公的年金等）と所得額が記載されています。
- 収入は、社会保険料や税金などが引かれる前の金額で、源泉徴収票の「支払金額」となります。複数の会社からの給与や公的年金等（厚生年金と企業年金など）がある方は、合計した金額が記載されています。
- 所得は、営業等や不動産では経費などを引いた後の金額となり、給与や公的年金等は決められた計算式に当てはめて計算した後の金額となります。

課税計算明細書

□総合課税所得		□分離課税所得		□所得から差し引かれる金額	
収入	給与 公的年金等	山林・その他	短期譲渡所得 長期譲渡所得 特定短期譲渡所得 特別控除額 株式等の譲渡 上場株式等の配当所得 先物取引	区分控除額	控除額
所得	営業所得 不動産所得 配当所得 給与所得 公的年金等所得 雑所得 その他雑所得 総合課税一時所得	□繰越控除額	純損失・雑損失 株式等・配当等・先物 居住用損失	扶養控除	
	総所得の計			基礎控除	

控除	扶養	養	扶養	本人	扶	均	家
配	特	老	16	其	障	特	原
	定	人	歳	他	害	別	則
	A	A	A	A	A	A	A

- 「所得から差し引かれる金額」のうち、主に本人に関する控除や扶養等に関する控除の内訳です。
- 控除額は、納税通知書2頁の裏面に記載しています。

- 分離課税に関する所得が記載されています。
- 確定申告書第3表や第4表で申告された譲渡所得や配当所得などが記載されています。

- 前年の損失を今年度使用する繰越控除をする前の金額です。繰越控除の額は、「繰越控除額」の表に記載されています。

- 所得控除に関する控除額が記載されています。
- 各控除の計算方法や控除額などは、納税通知書2頁裏面に記載しています。

- 「障・寡・ひ・勤」は、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除の略です。

- 扶養控除や本人に関する控除の内訳は左下の表に記載しています。

この頁に記載の、収入の状況や扶養などの控除状況は、原則、税務署に提出の「令和4年分 確定申告書」や、市に提出の「令和5年度 市民税・県民税申告書」のほか、会社から届く「給与支払報告書」や、年金支払者から届く「公的年金等支払報告書」（内容は源泉徴収票と同じ内容）をもとに計算されています。

令和5年度 市民税・県民税納税通知書の見方

- 所得ごとの課税標準額が記載されています。
- 「総所得」の課税標準額は、3頁「総所得の計」から「所得控除の計」を差し引いた金額です

- 市民税と県民税の「所得割額」と「均等割額」がそれぞれ記載されています。市民税と県民税の所得割額及び均等割額の計が、年税額となります。
- 所得割額は、左欄の課税標準額に市民税と県民税それぞれの税率を掛け、税額控除を差し引いた金額です。総所得に対しては、市民税（6%）、県民税（4.025%）です。分離課税の税率は、1頁裏面に記載しています。
- 均等割額は、市民税は「3,500円」、県民税は「1,800円」です。

課税計算明細書 (単位:円)

区分	課税標準額	市民税	県民税
所得			
山林・その他			
短期譲渡			
長期譲渡			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当等			
先物取引			
譲渡控除額		△	△
配当控除額		△	△
住宅借入金等特別控除額		△	△
寄附金税額控除額		△	△
外国税額控除額・調整税額		△	△
給与所得割額		△	△
均等割額			
所得割計			
均等割計			
年税額 ①+②+③			
給与からの特別徴収税額 ④			
公的年金からの特別徴収税額 ⑤			
普通徴収税額 ⑥			
還付額			

- 各種税額控除が記載されています。税額控除は、課税標準額に税率を掛けて算出した税額から控除をします。主な税額控除は次のとおりです。
- ◆住宅借入金等特別税額控除
「住宅ローン控除」などが記載されています。所得税で控除しきれない場合にのみ住民税で適用されます。
- 例) 住宅ローン控除額 30万円
所得税額 △25万円
市民税・県民税控除額 5万円(上限あり)
- ◆寄附金税額控除
「ふるさと納税」やNPO法人などに寄附をしたことによる控除は、ここに記載されています。
- ◆配当控除
◆配当割額又は株式等譲渡割額 など

- 年税額のうち、会社の給与から差し引かれる分の税額です。
- 詳細は、会社経由でお渡ししている「給与所得等に係る市民税・県民税の決定通知書(納税義務者用)」(帯状のもの)でご確認ください。

- 年税額のうち、公的年金等から差し引かれる分の税額です。
- 詳細は、2頁中段に記載しています。
- 市と日本年金機構等とのやり取りの時間差により、実際に年金から差し引かれる金額と2頁記載の金額と異なる場合がありますが、その際は、還付等により調整されます(年税額に変わりはありません)。

- 年税額のうち、別添の納付書又は口座振替により納付となる税額です。
- 詳細は、2頁上段に記載しています。